

京都市上下水道企業管理規程第3号

京都市水道局及び下水道局要休養職員審査委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局要休養職員審査委員会規程等の一部を改正する規程
(京都市水道局及び下水道局要休養職員審査委員会規程の一部改正)

第1条 京都市水道局及び下水道局要休養職員審査委員会規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局要休養職員審査委員会規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「あつて」を「あつて」に、「ものの」を「者の」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「委員会が次の2部会に分けて」を「委員会に、次の各号に掲げる部会を設置し」に改め、「その区分に従い」を削り、「第1条」を「前条」に、同条第1号中「罹患者」を「り患者」に改める。

第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 委員長は総務部長をもって、副委員長は職員課長をもってこれに充て、委員は学識経験者及び局職員の中から管理者が委嘱又は任命する。

2 前項の委員のうち学識経験者には、医師2名以上を充てなければならない。

第7条を次のように改める。

第7条 委員会はあると委員長が認めるとき委員長が召集し、医師である委

員2名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、出席委員の過半数の可否をもって調査審議その他委員会運営において必要な事項を決定する。この場合において、可否が同数のときは議長の裁定を委員会の結果とする。

第9条中「その都度」を「そのつど」に、「もつて」を「もって」に改め、「上下水道事業」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、局職員中から管理者が任命する。

3 書記は、委員長の命を受けて会務を処理する。

(京都市水道局及び下水道局被服貸与規程の一部改正)

第2条 京都市水道局及び下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局被服貸与規程

第1条中「上下水道事業」を削り、「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第7条第1項中「善良な管理者の注意をもって」を「常に良好な状態で使用できるように注意して」に改める。

第8条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項及び第3項中「上下水道事業」を削る。

第10条中「水道局総務部職員課長（以下「職員課長」という。）」を「職員課長」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員等厚生会規程の一部改正)

第3条 京都市水道局及び下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員等厚生会規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「といい」を「と称し」に改める。

第3条第3号中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）より」を「管理者から」に改める。

第5条第1項中「わかつ。」を「区分する。」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第3項中「もの」を「者」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改め、同項第3号中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「とき」を「とき。」に改める。

第7条第1項中「終る」を「終わる」に改める。

第8条第1号中「り災」を「り災」に改める。

第9条中「もの」を「者」に改める。

第10条第2号から第4号中「もの」を「者」に改める。

第14条中「行わない」を「行使しない」に改める。

第3章第2節の節名中「り災」を「り災」に改める。

第20条第1項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 育児休業援護金

第23条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第25条各号列記以外の部分中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め

る。

第26条第2項中「副会長、及び」を「副会長及び」に改め、同条第11項中「手続き」を「手続」に改める。

第28条中第6号を削る。

第30条第2項中「水道局総務部」を削る。

第33条を次のように改める。

第33条 第28条の規定にかかわらず、会に役員として顧問を置くことがある。

2 顧問の選任は、理事会で決定する。

3 顧問は、会の事業運営について参与する。

第36条中「水道局総務部」を削り、「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第38条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

(京都市水道局及び下水道局職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する規程の一部改正)

第4条 京都市水道局及び下水道局職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1号中「または」を「又は」に改める。

(京都市水道局及び下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 京都市水道局及び下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局安全衛生管理規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、「(集金嘱託員を含む。以下同じ。)」を削る。

第2条第2項中「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

衛生管理者は、別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに管理者が選任するものとし、その人数は、局本庁舎については2名、その他の事業所については1名とする。

第8条第1項を次のように改める。

安全運転管理者は、別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに管理者が選任するものとし、その人数は、局本庁舎については車両を保有する課にそれぞれ1名、その他の事業所については1名とする。

第10条から第15条を次のように改める。

(安全衛生委員会)

第10条 局に京都市上下水道局安全衛生委員会(以下「局委員会」という。)を設置する。

(局委員会の審議事項)

第11条 局委員会は、水道事業及び公共下水道事業に係る次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に係るものに関すること。
- (3) 労働者の健康の保持増進を図るための基本対策に関すること。
- (4) 車両の使用における職員の安全運転に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事

項に関すること。

(局委員会の構成)

第12条 局委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員は、職員のうちから委員長の指名した者をもって充てる。ただし、委員の半数は、京都市水道労働組合が推薦した者から指名するものとする。

5 局委員会の庶務は、職員課が担当する。

(会議)

第13条 局委員会の会議は、委員長が召集し、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事業所における安全衛生委員会)

第14条 別表事業所の欄に掲げる事業所ごとに事業所安全衛生委員会を設置する。

(準用規定)

第15条 事業所安全衛生委員会の委員長は、総括安全衛生管理者とし、審議事項、構成及び会議については、第11条から第13条の規定（第12条第5項を除く。）を準用する。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条、第5条及び第8条関係）

事業所	(1) 総括安全衛生管理者	(2) 安全管理者
局本庁舎	職員課長	給与労政係長
資器材・防災センター	所長	管財係長
東山営業所	〃	お客さまサービス係長
山科営業所	〃	〃
北営業所	〃	〃
丸太町営業所	〃	〃
右京営業所	〃	〃
西京営業所	〃	〃
左京営業所	〃	〃
九条営業所	〃	〃
伏見営業所	〃	〃
地域水道課	課長	担当課長補佐又は担当係長
配水事務所	所長	事務係長
蹴上浄水場	場長	担当課長補佐又は担当係長
松ヶ崎浄水場	〃	〃
山ノ内浄水場	〃	〃
新山科浄水場	〃	〃
疏水事務所	所長	管理係長
工務課	課長	工事係長
きた管路管理センター	所長	事務係長
東部支所	支所長	〃
八条支所	〃	〃
みなみ管路管理センター	所長	〃
山科支所	支所長	〃
西部支所	〃	〃
ポンプ施設事務所	所長	担当課長補佐又は担当係長
鳥羽水環境保全センター	〃	事務係長
吉祥院水環境保全センター	〃	処理係長
伏見水環境保全センター	〃	〃
石田水環境保全センター	〃	〃
管路建設課	課長	事務係長
施設建設課	課長	事務係長
水質第1課	〃	担当課長補佐又は担当係長
水質第2課	〃	〃

備考 1 局本庁舎には、工務課、管路建設課及び施設建設課を含まない。

2 (2)の欄中、担当課長補佐又は担当係長とある事業所については、総括安全衛生管理者が指名する者をもって充てる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)